

随意契約（相手方指定）調書

件名	修繕契約（諏訪台中学校プール可動式屋根制御機器取替）	No.5100137
工（納）期	令和6年3月15日	
契約締結日	令和5年9月25日	
契約金額	2,145,000円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社横河システム建築 (法人番号：3040001019537)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

## 業者選定理由書

件名	修繕契約（諏訪台中学校プール可動式屋根制御機器取替）
指名業者 （案）	名称 株式会社横河システム建築 所在地 千葉県船橋市山野町47番地1 代表者 代表取締役 桑原 一也
特命理由	<p>本件は、諏訪台中学校のプール可動式屋根の定期点検の結果、プール屋根の開閉に支障が出ていることから、制御盤内の一部機器の取り替えを行うものである。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 上記業者は、当該設備のプール可動式屋根の設計・製作及び施工を行っており、取り替えを行う制御機器や運転プログラム等を熟知しているため、迅速かつ確実な履行が期待できる。</li><li>② 当該施設の開設当初からの保守点検業務委託についても、上記業者が継続して受託しており点検結果への対応も良好である。</li><li>③ 他社による修繕を行った場合、保守点検業者と修繕業者との間で責任の所在が不明確になるが、上記業者であれば、一貫した対応が可能であり、安全性を確保できる。</li></ol> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）